

公益社団法人日本馬術連盟役員の報酬等の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）定款第27条の規定に基づき、常勤役員及び非常勤役員（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2. 非常勤監事の報酬は、監査の業務の執行に対し、1日当たり10,000円(税別)以内とする。
3. 前項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤監事に対しては、報酬を支給しないことがある。
4. 第1項及び第2項に定める報酬のほか、役員が職務の執行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費(宿泊費を含む。)、及び手数料等の経費については、これを請求のあった日から遅滞なく支給することができるものとし、また前払いを必要とするものについては前もって支給することができるものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2. 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。
3. 非常勤監事に対する報酬については、監査の業務を執行する日に支給する。
4. 役員が報酬及び費用の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(常勤役員の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2. 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
3. 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定める基準により慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(公表)

第7条 日馬連は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本馬術連盟設立の登記の日から施行する。

別表（月額）

役職	本俸	役員手当
理事（常務理事）	809,000 円以内	291,000 円以内